

南東欧諸国のビジネス環境成熟度

ウィーン・センター、ワルシャワ事務所、海外調査部欧州課

EU は、旧ユーゴスラビア連邦のスロベニアを除くクロアチア、マケドニア、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビアにアルバニアを加えた南東欧諸国を潜在的な加盟候補国と位置づけている。これらの国では、EU 加盟プロセスを通じた市場経済化の進展、諸制度の改革、国内法制度と EU 法の調和などビジネス環境の整備が進展する一方で、汚職や組織犯罪、司法・行政の不透明性などが共通のリスクとして指摘されている。本レポートでは、2007 年に EU に加盟したルーマニア、ブルガリアを含めた南東欧 8 カ国について、主に政治、経済、法制度の面から投資環境の成熟度を探る。

目次

1. ルーマニア：投資環境の改善は政権与党 2 党の協力関係次第・・・・・・・・・・2
2. ブルガリア：政権交代で期待される投資環境改善・・・・・・・・・・5
3. クロアチア：ビジネス環境は安定するも、国境問題の解決が課題・・・・・・・・・・9
4. マケドニア：ギリシャとの国名紛争解決が EU 加盟への第 1 歩・・・・・・・・・・12
5. アルバニア：法制度や投資インセンティブの整備進む・・・・・・・・・・15
6. モンテネグロ：司法改革やインフラ整備が急務・・・・・・・・・・17
7. ボスニア・ヘルツェゴビナ：まずは政治的コンセンサスの形成が不可欠・・・・・・・・21
8. セルビア：法制度面では進む EU との調和・・・・・・・・・・24

1. ルーマニア：投資環境の改善は政権与党 2 党の協力関係次第

既に日系メーカーが 17 社進出しているのに、国内の投資環境については一定の評価を得ている。しかし、さらなる投資誘致には、行革推進、高速道路網の完成、汚職・組織犯罪撲滅といった課題を克服しなければならない。

(1) 政治的環境：連立新政権による改革に期待

これまで不安定な政権が続いていたが、今後は 2 大政党による安定した連立で行政改革の進展が期待される。バセスク大統領は汚職追放を進める改革派で国民の人気は高いものの、議会の保守派（国民自由党、社会民主党など）との対立で職務停止の瀬戸際まで追い込まれた。しかし、国民投票（07 年 5 月）で 75% 近くの支持を得て大統領罷免を免れた。

1

08 年 11 月末の総選挙では与党が大敗し、野党の民主自由党（中道右派）と社会民主党（中道左派）・保守党同盟が上院（それぞれ 51 議席、49 議席、定数 137）、下院（同 115 議席、114 議席、定数 334）ともに圧勝した²。新政権は両党による連立で、ボク首相（民主自由党）、ニカ副首相（新設ポスト、社会民主党）のほか、閣僚は両党で折半した。今後の行政改革は両党の協力次第だ。

ルーマニアはブルガリアと同様に、EU 加盟（07 年 1 月）前から懸案事項である司法制度改革と汚職・組織犯罪の撲滅の必然性を EU からたびたび指摘されている。ナスターセ元首相の汚職疑惑解明のための調査開始を国会が否決したこともある（08 年 8 月）。現職閣僚や元閣僚、政府高官が絡んだ汚職疑惑は、その多くが裁判所で却下されている。司法制度改革が機能・前進していないだけでなく、逆行しているとも EU から指摘されている（09 年 2 月）。ディアコネスク外相は「社会主義時代の負の遺産や国民の精神構造が法治国家への速やかな移行を困難にしている」と、改革の遅れを認めている。

社会主義的な官僚主義は、EU の補助金の活用を妨げてもいる。07～08 年に地域格差の是正を目的とした EU 補助金 18 億 5,000 万ユーロを受けたが、09 年 2 月までに 2 億ユーロしか活用・消化されていない。バセスク大統領は官僚を厳しく批判しているが、官僚を動かす閣僚にも問題があるといわれる。

¹ ジェトロ通商弘報 2007 年 5 月 23 日『国民投票でバセスク大統領が続投へ』を参照。ジェトロ通商弘報は記事のサマリーまではウェブサイトで見ることが出来る。また、購読者であれば過去記事を見ることが出来る。詳しくはジェトロウェブサイト (<http://www.jetro.go.jp/biznews/>)

² 通商弘報 2008 年 12 月 10 日『民主自由党が大躍進－12 月 15 日に新議会招集－』参照

(2) 経済的環境：高速道路網の完成が遅れる

GDP に占める民間部門のシェアはすでに約 70% に達しているが、重工業部門の大手国有企業の民営化は遅れている。エネルギー部門では民営化が進んでおり、配電会社 8 社中 5 社が民営化された。うち 1 件は、イタリアのエネルによるエレクトリカ・モンテニア・スッド（南モンテニア電力）の株式 67.5% の買収だ（07 年 6 月）。その買収額 8 億 2,000 万ユーロは、過去の民営化で 3 番目の額だった。電力生産会社と残る配電会社 3 社の民営化計画もあるが、最終決定されてはいない。

ガス市場は 01 年以降、約 75% が開放され、競争原理が導入された。その結果、ガスを利用する企業は供給業者を選べるようになったが、ガス価格はまだ国際価格を反映したものになっていない。

09 年の最大の民営化になるとみられているのは、国有鉄道（CFR）の輸送部門・CFR マルファだ。買い手との直接交渉と一般入札の両面から売却方法を検討しており、売却額は約 10 億ユーロと見込まれている。

ルーマニアはブルガリアと同様に、民主革命後 20 年を経た現在でも、高速道路網が完成していない。この点が中欧の各国やクロアチア、セルビアなどと比べて、投資誘致の弱点となっている。東西を結ぶ高速道は、黒海沿岸のコンスタンツァから首都ブカレストまでは相当部分がつながった。

問題はブカレストから西のハンガリー国境までの区間で、完成までには数年以上の年月が必要だ。また、ハンガリー国境から南東に向かい、ドナウ川を越えてブルガリアの首都ソフィアまでの高速道（汎欧州回廊のコリドー4の一部）は、ドナウ第2架橋の建設も遅れているので、完成まではさらに時間がかかる。しかし、ルーマニアの西が高速道路網が完備しつつあるハンガリーのため、西欧や中欧との輸送はブルガリアよりも有利だ。

外国資本の流入について制限はない。投資の規模、種類、地域などにより、各種の公的な投資誘致策がある。また、フリー・トレード・ゾーンは全国 6 ヶ所にある。政府は、持続的な経済発展を目的とした補助金プログラムの導入を 08 年末に決定した。投資額 3,000 万ユーロ以上で 300 人以上の新規雇用を生む投資案件に対し、最高 2,812 万 5,000 ユーロの補助金を出す。対象は農業、飲料製造、タバコ製造、運輸などを除くすべての業種。

また、政府は 08 年 4 月に次の 2 つの政令を定めた。

(1) EU 域内企業との国際合併が可能となる会社関連法の改正に関する緊急政令。これにより、EU 加盟国に本社を持つ株式公開企業と国内企業の国際合併が認められ、合併決定プロセスには従業員を参加させなければならない。

(2) 自営業の設立・登録手続きの簡素化を目的とした緊急政令。これにより、申請書提

出から 3 営業日以内に登録証明書が発行されることになり、会社登録番号が記入された登録証明書を商業登記、営業許可、納税者登録を証明する書類として統一し、番号も 1 つとなる。

会社の設立と登記は、ほかのバルカン諸国と同様に時間がかかり、およそ 1 ヶ月～1 ヶ月半も必要だ。ただし、重大なリスクは存在しない。法人税（16%）や所得税（一律 16%）は、西欧や中欧より魅力的である。付加価値税（VAT）は、これまでの標準税率 19%、軽減税率 9%に加え、社会政策の一環として特別軽減税率 5%を 08 年 12 月から設けた。

この特別軽減税率は、保育園、老人ホーム、貧困層の住宅に適用される。社会保障の負担率は、共産主義の伝統と労働組合の強い要求で、雇用者は 25.7～36.9%、被雇用者は 15.5%と雇用者の負担率が高い。この負担率は、ほかのバルカン諸国と比べても高い。

知的財産保護のための法的枠組みが十分に機能するのは、まだ先のことだ。知的財産権保護法は存在するものの、司法改革の遅れで裁判所の執行が難航している。

欧州復興開発銀行（EBRD）の評価によると、ルーマニアの破産法は整備されているが、裁判所での手続きに時間がかかるため、知的財産権保護法と同様に執行面で問題がある。

訴訟については、裁判所が機能不十分のため執行はきわめて困難。裁判官や職員が実務に不慣れで組織の効率は悪く、また、汚職がまん延しているためだ。EU の警告により改革が始まったが、目に見える成果が上がるまでにはかなりの年数がかかりそうだ。

（3）社会的環境：汚職と組織犯罪の撲滅が急務

EU 加盟後、労働組合の活動は活発化していた。フランスのルノー傘下の自動車メーカー・ダチアで、08 年 4 月に 2 週間を超える賃上げストが発生した。19%の賃上げで妥結し従業員の平均月給は約 2,260 レイ（約 528 ユーロ）となったが、長期ストによる企業側の損失は大きかった。

08 年上半期までは、好調な経済発展を持続し、労働市場がタイトだったため、労働者の賃上げ要求も強かった。しかし、同年下半期以降は金融・経済危機の影響で景気が悪化し、操業短縮、従業員解雇が続き、労働組合の活動は低下している。

汚職は政府の閣僚や高官だけでなく、裁判所、税関などでもまん延している。景気の悪化で失業者が増加し、一般社会でも犯罪が増加した。特に、マフィアなど組織犯罪による殺人、暴行、麻薬の密輸出入が目立ち、企業や市民にも被害が出ている。

07 年に起きた銀行詐欺事件が無罪になったり、司法省幹部が多数交代・辞任するなど、今後の司法改革に暗い影を投げかけており、ビジネス環境にマイナスの影響を及ぼしている。新政権の 1 日も早い対応を望む声が高まっている。

そのほかに注意を要するのは野犬だ。ブカレストで日本人駐在員が野犬に足をかまれて死亡するという事件があった（06年1月）。市はこの事件をきっかけに数万匹いるといわれる野犬の駆除に乗り出したが、完全駆除は困難な状況。首都の裏通りだけでなく、地方都市でも野犬の被害が出ているので十分な注意が必要だ。

2. ブルガリア：政権交代で期待される投資環境改善

ブルガリアの投資環境は EU 加盟国の中で比較すると評価は低いものの、バルカン諸国の中では上位にある。欧米や日本企業の進出促進には、投資環境の一層の改善が急務だ。具体的には行革推進、脱税や過少申告に対する厳しいチェック体制の確立、契約殺人・誘拐・密貿易などの組織犯罪対策、社会主義時代から続く労働界の悪習などだ。

（1）政治的環境：社会主義的官僚主義が残存

EU からたびたび指摘されるほど行政改革は遅れている。歳入庁長官による税金の流用疑惑、経済相による民営化絡みの汚職疑惑など、依然として多くの疑惑が発覚している。

また、行政の不手際により、EU 補助金の申請や利用に関する民間企業への周知、各種 EU 指令の実行がいずれも遅れ、社会主義的な官僚主義が企業や国民に大きな損害を与えている。

各種許認可などの手続きは、煩雑で不透明な部分が多く、許可取得までに長期間を要する。時には賄賂の要求さえある。投資庁は、投資額など一定の投資条件を満たせば、手続き期間を通常の 3 分の 1 に短縮できる投資優遇を得られるとしているが、実際には各行政機関の対応次第だ。

このようなリスクを回避するには、十分な事前の実態調査と十分な余裕期間を設けることが肝要。

（2）政権交代で汚職や組織犯罪根絶を期待

2009年7月初めに総選挙が予定されており、政権交代の可能性もあるが、外資誘致政策に大きな変化はないとみられる。選挙戦では、社会党（BSP、旧共産党、中道左派）を中心とした連立 3 党によるスタニシェフ政権が、国民的人気の高いポリソフ・ソフィア市長が実質的に率いる「ブルガリアの欧州的發展のための市民」（CEDB、中道右派）に対して、苦戦しそうだ。総選挙の前哨戦ともいわれた 07年10月の地方選挙では、3大都市（首都ソフィア、商業都市プロブディフ、黒海沿岸都市バルナ）のうち前の 2 都市を CEDB が制

し、ほかの市町村でも CEDB が大きく躍進した³。この流れは現在も続いている。

その背景には、現政権の閣僚や官僚による度重なる汚職疑惑、EU 補助金の不正支出による補助金支給の停止などに加えて、金融・経済危機への対策の遅れなどがある。国民はボリスフ市長に対し、元警察官で内務省の高官を務めた経歴から「悪と戦う巨漢」といったイメージをもち、司法制度改革や汚職・組織犯罪撲滅への期待が大きい。

(3) 高速道路の整備に最低 5 年

EU 加盟 (07 年 1 月) に伴って「ヒト、モノ、カネ」の自由移動が可能となり、カネ (資本) の移動は確かに自由となった。ヒトの移動も一部制限があるものの、既に加盟 27 ヶ国中 14 ヶ国が制限を撤廃し、労働者の移動が活発化している。

問題はモノの移動だ。輸出入など書類上のモノの移動は問題ないが、実際の物流はまだ十分とはいえない。国境税関は EU の補助金や税官吏の教育プログラムで大幅に改善されつつあるが、物流の主体となる自動車高速道路は東西、南北ともつながっていない。高速道路が全線開通するには、あと 5~10 年を要する。

(4) 経済的環境：一律 10%の法人税と所得税で投資を引きつけ

税制面では、法人税を 07 年 1 月から 10%に、所得税も 08 年 1 月から一律 10%に引き下げ、外資誘致の促進と脱税の解消を図っている。この税率は、EU 諸国だけでなくバルカン諸国内でも最低水準。統計局の発表によると、外資の直接投資額は 06 年が 62 億ユーロ、07 年が 85 億ユーロ、08 年が 62 億ユーロ (07、08 年は暫定数値)。

社会保障の税負担率は、雇用主が 18.1~21.6%、被雇用者が 13.3~15.5% (09 年国家予算法 93 条に基づく)。社会保障の内訳は、雇用保険、医療保険、年金、労災保険、会社倒産に備えた賃金保証基金などだ。社会党を中心とした現与党 (3 党連立) は、09 年 7 月の総選挙で勝利したら、社会保障税を 4~5 ポイント引き下げると産業界向けに発表しているが、現時点での世論調査では野党優勢とみられる。

外国資本の流入に制限はない。政府は、持続的な経済発展には外国投資による資金と技術が不可欠と認識しており、投資優遇策を導入したり、フリーゾーン (6 ヶ所) や工業団地を設けたりしている。特に誘致に注力している分野は、機械工学、自動車・部品、電気工学、エレクトロニクス、情報技術 (IT)、コールセンターなどアウトソーシング、再生可能エネルギー、食品加工、不動産などだ。

³ 通商弘報 2007 年 10 月 31 日『ソフィア市長選挙、現職のボリスフ市長が圧勝』参照

07 年末現在で、鉄鋼最大手のクレミコフツィ製鉄所、ブルガリア・テレコム、各地の電力配電公社など約 7,000 社が民営化され、110 億ドル以上の民営化収入を得た政府は、民営化収入の半分を年金基金に繰り入れる法案を 08 年 7 月に成立させた。民営化が完了していない分野は、エネルギー、輸送、建設、医療機関、教育機関などだ。また、民営化をせずに国有として残す企業も約 130 社ある。09 年の大型民営化案件としては、汚職疑惑で民営化が延期されていたたばこ製造のブルガルタバック、郵政民営化によるブルガリアン・ポスト、ソフィア温水供給公社、軍の不動産売却などがある。総選挙を控えて、民営化および非民営化企業の位置付けが与野党間の争点の 1 つになっている。

民営化に逆行する動きもあった。08 年 9 月に政府はエネルギー関連の大手国有企業である電力 (NEK)、コズロドゥイ原子力発電所、ブルガルガス、マリツァ・イーストック炭鉱、マリツァ・イーストック第 2 火力発電所の 5 社を 1 つにまとめたブルガリアン・エネルギー・ホールディング (BEH) を設立した。この国内最大の複合企業体は、連結資産が約 43 億ユーロ、連結収入が約 18 億ユーロ、従業員が約 2 万 1,000 人。BEH は民業を圧迫する存在になると識者は懸念している。

商業法人登記のオンライン化は、08 年 1 月から始まった⁴。従来の地方裁判所での会社登記は、煩雑な手続きがある上、窓口の担当者によって方法が変わるため、登記完了までには長い時間と忍耐を要した。現在では、登記庁へのオンラインによる登記が可能となり、著しく改善された。

知的財産権の関連法制度は整備されているが、政府には十分な調整力や実行力が不足している。欧州委員会は、ブルガリアは特に組織犯罪の撲滅になお一層の努力が必要とたびたび指摘している。主にパソコンソフト、音楽ソフト、バッグや化粧品の有名ブランドなどの分野で、コピー商品の製造元や輸入元が摘発されたり、偽札や偽パスポートを製造する組織犯罪も摘発されている。

商習慣に関するリスクもある。法人税・所得税・付加価値税 (VAT) などの脱税、税の過少申告はいまだに横行している。給与の過少申告は一般的で、中には申告すらせず社会保障費を一切払わない労働者もいる。この傾向は、年金など国の社会保障制度に不信感の強い若年労働者層に多い。

売買や貿易決済などのトラブルは、日本を含めた外国企業との間で多発している。決済の原則は前払いで、L/C ベースの決済もトラブル回避に有効だ。

⁴ 通商弘報 2007 年 12 月 21 日『オンラインによる商業法人登記に不安』参照

(5) 頻発するストライキ

景気後退によって、教員、医師・看護師、国鉄の労働者など公務員だけでなく、民間企業でも賃上げ、給与未払い、不当解雇などをめぐるストが頻発している。現在、注目を集めているのは、鉄鋼最大手のクレミコフツィ製鉄所の破産に伴うもの。段階的な解雇（約7,000人→約5,000人）や給与の遅配が発生するたびに、ストが繰り返されている。

また、警察官による5,000人規模のストも発生した（09年3月）。給与が安すぎるとして賃上げ50%を要求したほか、犯罪者と戦うための装備の近代化も強く要求した。内務省は「最大で5%アップ」との回答で要求を押さえつけたため、不満はくすぶっており、ストの再発だけでなく、犯罪取り締まりへの意欲の低下が懸念されている。

景気が好調だった08年上半期までは、労働者不足で人材確保に苦勞する企業が増加していた。ほかのEU諸国への労働者の流出が国内の労働者不足を加速し、これを補うために、マケドニア、モルドバ、ウクライナ、ベトナムなどから外国人労働者を受け入れてきた。しかし、その後の金融・経済危機の影響で多くの企業が事業の見直しを迫られ、従業員の解雇を余儀なくされた結果、労働市場は一変している。失業率は08年12月が6.27%、09年1月が6.50%、2月が6.68%と上昇中だ。国外に流出していたブルガリア人労働者は、金融危機が始まって以来、09年3月までに約15万人が帰国しており、登録失業者数は25万人を超えた。

雇用面で特に注意すべき点は病気による欠勤率の高さで、ブルガリアはほかの欧州諸国の2倍だ。人材コンサルティング会社のマーサーなどの調査（08年10月）によると、ブルガリア人労働者は病気による欠勤を年に平均10日取得するが、ほかの欧州諸国では5日だ。病欠はバカンスシーズンの夏に多いとの調査結果もある。ブルガリアでは社会主義時代からの悪習で、医者から偽の病気診断書を入手するのが比較的容易といわれている。企業の経営者側は、仮病や偽の診断書を厳しくチェックするだけでなく、例えばボーナスを勤務状況に応じた支給率で支給するなど工夫が必要だ。

平均賃金(名目)は好調な経済発展を背景に06年が11.3%、07年が19.5%、08年が21.7%と伸び、08年の平均賃金(年間)は6,288レバ(約3,144ユーロ)となった。大幅な賃金上昇にもかかわらず、ブルガリアの賃金はEU27カ国の中では最低の水準で、隣国のセルビアよりも低い。投資決定要因として労働コストの安さを第1とする企業にとっては、ブルガリアは有力な候補である。

治安状況は悪く、改善のスピードは遅い。殺人、誘拐、暴行、人身売買(06年は80件)、密貿易、盗難などが毎日のように新聞紙面をにぎわしている。政府系機関の民主主義研究センターの発表(08年8月)によると、契約殺人は02年の年間26件をピークに減少傾向

にあるが、過去 10 年間で 150 件以上に上る。マフィア組織は 4 大マフィアを含めて 150 以上あるといわれ、ソフィア市内の繁華街 3 ヲ所には、多発する犯罪を防止するために監視カメラが設置されている。

銀行、商店、レストラン、ホテルなどだけでなく富裕層も、ソット（株式上場企業）など警備保障会社（警備員は銃など武器を携帯）と契約して安全確保に努めている。

そのほか注意を要するのは次の 3 件。

- ① 首都ソフィアでも野犬が多いので注意が必要。政府は動物保護法を 08 年 1 月から施行し、11 年までに野犬をすべて排除すると発表している。
- ② 宿泊料金が 2 重価格のホテルがある。「ソフィア・エコー」紙が 08 年 9 月に実施した調査によると、19 ホテル中 8 ホテルが、外国人に対しブルガリア人より高い料金を違法請求している。
- ③ 自動車の対人保険の加入率は 83.6%（08 年 7 月時点）と低く、賠償金額も日本など先進国と違って非常に低い。

3. クロアチア：ビジネス環境は安定するも、国境問題の解決が課題

2005 年から EU 加盟交渉を行っているクロアチアは、09 年中の交渉終了、10 年中の批准手続きを経て 11 年の加盟を目指す。それに伴い、国内法の EU 基準への調和が進んでおり、ビジネス環境上のリスクも低くなりつつある。ただし、行政・司法制度改革の面で EU から改善を勧告され、汚職などバルカン諸国に共通する問題に加え、スロベニアとの国境問題の解決も残っている。

（1）11 年の EU 加盟を目指す

クロアチアは、04 年 6 月に EU 加盟候補国として認定され、05 年 10 月に加盟交渉を開始、09 年中の交渉終了、11 年の加盟を目指す。EU 加盟の前段階となる安定化・連合協定（SAA）は 01 年 5 月に署名、05 年 2 月に発効している。EU 加盟には「アキ・コミュニテール（EU 法体系の総称）」の受け入れが義務付けられている。アキ・コミュニテールには 1 次法である共同体条約をはじめ、EU 規則など 2 次法、欧州司法裁判所の判例も含まれている。

クロアチアはこれを 35 分野に分けて、EU と加盟交渉を行っている。08 年末時点で知的財産権、情報社会・メディア、経済・金融政策、企業・産業政策、科学・研究、教育・文化、外交・安全保障・防衛政策の 7 分野での交渉が終了している。また、政府は 08 年 12

月、EU加盟に向け、国内の法律や規則をEU基準に準拠させることを目的とした立法改革計画を策定しており、EU基準との調和を進めている。

クロアチアはこうしたことから、ほかの西バルカン諸国と比較して法制度のEU基準との調和が進み、投資環境面での安定性が高まっている。政治面では独立以降の00年1月と07年11月に2度の議会選挙を行っており、与野党間で民主的な政権交代が行われている。また、現政権はEU加盟を目標に掲げているが、これについては与野党間での合意が成されているため、今後のEU加盟交渉に支障はない。

通商面では、SAA発効によりEUとの間で貿易自由化が進む一方で、07年11月には中欧自由貿易協定(CEFTA⁵)に加盟、バルカン諸国が多数を占めるほかの加盟国との間で、関税、サービス貿易などの障壁が撤廃されている。クロアチアがEUに加盟すれば、CEFTAからは脱退することになる。

(2) 物流インフラの整備進む

投資環境で重要視される物流インフラについては、全国的に高速道路が整備されているなど、ほかのバルカン諸国と比べて良い状況にある。また、アドリア海沿岸にあるリエカ港は近代化・拡張工事が進められ、周辺地域へのゲートウエーとして期待されている。リエカ港から、首都ザグレブをはじめウィーン、ブダペスト、ベオグラードなど周辺国の首都まで高速道路がほぼ開通している。

(3) 司法改革、汚職撲滅は遅れる

投資環境の改善が進む一方、EU拡大戦略についてのクロアチアの国別進捗報告書「プログレスレポート2008」(08年11月発表)では、行政・司法改革、汚職などが問題点として指摘されている。

行政面では、政府は「行政改革計画2008～2011」の策定、行政手続き法の改正、行政監査法の制定などにより、政治的介入の排除ならびに内部告発者の保護など、行政手続きの独立と管理・監視体制の強化を進めている。一方で、公務員賃金法の未改定、不十分な運用など、行政手続きの中核をなす部分の改革が進んでいない。低い行政能力は司法改革の遅延にもつながっているため、今後はさらなる関連法の整備とその適切な執行、不透明な政治的圧力の排除が求められる。また、政府は地方分権の推進を目指しているが、人員不足などで地方自治体の体制整備が遅れている。

⁵ CEFTA加盟国はセルビア、クロアチア、マケドニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、アルバニア、コソボ

行政面では手続きの遅れ、煩雑さが指摘されている一方で、大きく改善した部分もある。会社設立については、金融庁（FINA）の出先約 60 ヲ所に、今まで複雑だった会社設立手続きを一元的に行える窓口（HITRO.HR）を開設した。HITRO.HR ではワンストップサービスを提供しており、会社設立までのすべての手続きを行うことができる。また、8 営業日以内での会社設立を可能とすることを目標とし、迅速かつ容易な手続きにより 05 年の開設以来、約 2 万社が設立されるなど、効果が表れている。

汚職については、汚職・組織犯罪対策局（USKOK）の整備、汚職対策委員会の活動など、以前に比べて取り組みが強化されているとの評価もあるが、依然として広くまん延しているとの見方もある。世界各国の汚職・腐敗の状況を監視している国際的 NGO トランスパレンシー・インターナショナルの「08 年腐敗認識指数（CPI）調査」（180 ヲ国・地域が対象、上位ほど腐敗度が低い）では、同国は 180 ヲ国中 62 位と、バルカン諸国の中では腐敗度は低いとされている。しかし、西欧諸国と比べると腐敗度は高く、実際にクロアチア汚職対策委員会は、同国の汚職の規模が年額換算で総額 60 億クーナ（1 クーナ=約 17.67 円）に上ると報告している。

また、政府による特定産業の保護も指摘されている。特に、同国最大の輸出産業で中核産業でもある造船業や鉄鋼業は、政府から手厚い保護を受けてきた。多額の負債を抱える造船業は政府の補助金に大きく依存しており、EU は加盟の前提条件として国内産業保護政策の見直しを求めている。EU とクロアチア政府は競売による民営化を模索しており、09 年度中の民営化を目標としている。一方、特定産業の保護見直しについては進捗がみられる産業もある。たばこ産業の保護については、国内唯一のたばこ製造業者であった TDR に対して税制面での優遇措置を講じていたが、政府は 09 年 3 月にこれの廃止を決定している。

（4）EU 加盟を阻むスロベニアとの国境問題

対外的にはスロベニアとの国境問題が EU 加盟交渉を阻害している。両国は 91 年にユーゴスラビアから独立して以来、アドリア海に面しているピラン湾の領海権を争っている。北部をスロベニア、南部をクロアチアが実効支配しているものの、同湾が実質上唯一の臨海地域であるスロベニアは、歴史的観点から同湾すべての領海権を主張し、さらに排他的経済水域の設定のため国際水域に隣接する部分まで領海権を主張している。一方、クロアチアは国際海洋法条約に基づき同湾の 2 分割を主張し、対立していて、国境は確定していない。このため、スロベニアは 08 年末に、EU・クロアチア間の加盟交渉継続について拒否権を発動、クロアチアの EU 加盟交渉が止まっている。

EU は 09 年に入り、この国境問題について仲裁する意向を表明した。両国とも仲裁を受

け入れる方向で進んでいるものの、国境問題が長期化すれば、EU加盟の遅延につながる。

また、EUはクロアチアの加盟交渉継続要件として「旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）」への継続的な協力を掲げている。ICTYはクロアチア政府が同国の独立紛争の際、同国のセルビア系住民を虐殺したとして、人道に対する罪などで起訴されている同国のゴドビナ元将軍が行った軍事作戦の資料の提出を故意に拒んでいるとみている。このためクロアチア政府の対応いかんによっては、スロベニアとの領土問題が解決し交渉が再開されたとしても、加盟交渉が再度中断される可能性もある。

4. マケドニア：ギリシャとの国名紛争解決がEU加盟への第1歩

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国（マケドニア）は1991年の独立以来、経済環境の整備を進め、バルカン諸国の中でもWTO加盟などはいち早く達成してきた。政府は積極的な外資誘致政策を進め、税制も魅力的だ。しかし、国名についてギリシャとの紛争が続き、EUへの加盟はめどが立っていない。司法改革、汚職も問題点として指摘されており、EU加盟への道のりはまだ遠い。

（1）投資協定、FTAなど投資環境の改善進む

2001年4月にEUと安定化・連合協定（SAA）を締結（04年4月発効）、WTOに03年4月に加盟、05年12月に欧州理事会（EU首脳会議）がEU加盟候補国に認定と、順調に改革・自由化のプロセスを歩んできた。

08年9月に世界銀行が発表したビジネス環境年次報告書（Doing Business）⁶によると、08年は改善度上位10カ国には入らなかったものの、10項目中6項目でビジネス環境の改善がみられ、181カ国中71位と前年の79位から順位を上げている。特にビジネスの立ち上げ環境は12位にランクされており、法人登記にかかる窓口の一元化、手続きの簡素化・短縮化、手数料の引き下げなど、政府が行ってきた外資誘致に向けての取り組みが評価されている。

また、外国投資庁のウェブサイト⁷によると、既に28カ国と2国間投資協定（BIT）を締結している。この中には、西欧諸国だけでなく、中国、台湾、韓国などアジア諸国・地域も含まれている。このほか、3カ国と既に署名を済ませ批准作業中、7カ国と交渉を終え、まもなく署名を行う予定になっている。日本とは締結していないが、西欧を中心に多くの

⁶ http://www.doingbusiness.org/Documents/FullReport/2009/DB_2009_English.pdf

⁷ <http://www.investinmacedonia.com/>

国と締結しているため、日本企業もそれら締約国の子会社などを經由して投資することで、BITの恩恵を受けられる。

貿易については、EUとのSAAや、CEFTAがあるほか、自由貿易協定(FTA)を欧州自由貿易連合(EFTA)、トルコと結んでおり、ウクライナとも署名を交わしている。また、二重課税防止条約については、上記ウェブサイトによると30カ国と締結している。

(2) 法人税、個人所得税率は10%

各種税率が比較的低いことも魅力だ。07年1月に12%に引き下げられた法人税、個人所得税を、08年1月には10%に引き下げており、企業を優遇する政策を採用している。他方で、社会保障の雇用者負担率は09年1月から引き下げられたものの、27.9%とほかの国に比べて高い。ただしこちらも、11年1月までに22%まで引き下げられることになっている。さらに、国内に4カ所設けられている経済特区に入居した企業に対しては、10年間の法人税免除、原材料に対する付加価値税・関税の免除、従業員に対する個人所得税も5年間50%減額などの特典が付与されている。

競争政策はEU加盟への準備としてEU競争法の採用が進められ、日本の公正取引委員会に当たる競争保護委員会⁸が、国家援助規制を含めて競争政策の監視を行っている。委員会の決定の概要は英語でもウェブサイトに公開されている。それによると、国家援助についても競争法違反として返還を求める決定が下された案件が既に出ている。従って、政府からの助成などを受けるに当たっては、EU加盟国同様、国家援助に関する規制にも留意しなければならない。

(3) EUやNATOへの加盟にギリシャが反対

このように積極的な経済改革を推進しているものの、EU加盟については、05年12月に加盟候補国として認められたにもかかわらず、正式な加盟交渉はいまだに開始されていない。国名について同名の州を北部に持つギリシャとの間で紛争が続き、ギリシャが交渉開始に反対しているためだ。

NATO加盟も同様にギリシャの反対で妨げられており、08年11月、マケドニアは国際司法裁判所(ICJ)に両国の合意に反するとして提訴した。国連の仲介で交渉は継続されているものの、マケドニアは空港や道路の名称を「アレキサンダー大王」に変更するなど、紛争解決の見通しは立っていない。

⁸ <http://www.kzk.gov.mk/eng/>

(4) 司法改革の法整備進むも運用面で課題

司法改革、汚職も大きな問題として指摘されている。汚職防止に対する法的枠組みはまだ十分に整備されておらず、行政プロセスにおける透明性にも疑問が残る。トランスパレンシー・インターナショナルの08年の調査⁹によると、マケドニアの腐敗認識指数(CPI)は、180カ国中72位となっている。EUの拡大戦略について1年間の進展状況を振り返る報告書「拡大戦略2008-2009」¹⁰でも司法改革と汚職対策を引き続き課題として挙げている。

国別の進捗報告¹¹によると、ここ数年で法整備は進められ、警察法、検察庁法の制定など司法の独立を強化する法律が制定された。しかし、重要なポストに空きがあるなど、運用面で人材不足などの課題が残る。また汚職問題については、欧州評議会の腐敗防止グループ(GRECO)の勧告¹²に従って対策を進めており、第2期分については3分の2を実施、残る問題も履行を進めている。他方で、OECD外国公務員贈賄防止条約が未締結であるなど、法整備でもまだ課題は残ると指摘されている。

さらに国別報告は、08年6月の議会選挙で、特にアルバニア人居住区域で組織的暴力や不正があったことを指摘し、公正な選挙の実施についても大きな問題があるとしている。

EU閣僚理事会は08年2月、加盟に向けての課題、優先順位を列挙する加盟パートナーシップを改定する決定¹³を採択したが、ここでも司法改革や汚職問題が優先課題として挙げられた。

(5) 電力の3分の1を輸入に頼る

インフラ面でも引き続き課題が残る。大きな課題となっているのは、安定した電力の供給だ。07年の時点では、消費電力の3分の1を輸入に頼っている。国内の数少ない発電所のうち、火力発電所Negotinoの民営化が決定し、カナダ企業が率いる国際コンソーシアムに買収されることになった。コンソーシアムは発電所の新設を表明しており、安定的な電力供給確保への貢献が期待されている。

4月5日の選挙で当選したゲオルギ・イワノフ新大統領は、EU、NATOへの加盟を第1の優先順位として掲げている。加盟に向けて最初の障害となっている国名問題の解決に向けても意欲を示しており、その手腕が注目される。

⁹ http://www.transparency.org/news_room/in_focus/2008/cpi2008#dnld

¹⁰ http://ec.europa.eu/enlargement/pdf/press_corner/key_documents/reports_nov_2008/strategy_paper_incl_country_conclu_en.pdf

¹¹ http://ec.europa.eu/enlargement/pdf/press_corner/key_documents/reports_nov_2008/the_former_yugoslav_republic_of_macedonia_progress_report_en.pdf

¹² http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/greco/evaluations/index_en.asp

¹³ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:080:0032:0045:EN:PDF>

5. アルバニア：法制度や投資インセンティブの整備進む

EU と 2006 年に締結した安定化・連合協定（SAA）が 09 年 4 月 1 日に発効したアルバニアは、EU 加盟を最優先目標に掲げて、4 月 28 日に正式に EU 加盟を申請した。欧州委員会の支援を受けて、会社設立手続きの迅速化、ビザ取得手続きの簡素化、会社登記・納税手続き・公共調達の電子化など投資促進につながるシステムの構築が順調に進められているが、汚職のまん延、組織犯罪の横行などが依然として解決すべき課題として残っている。

（1）EU との協定に従って投資関連法制度を整備

90 年代初めに、半世紀に及んだ鎖国政策を改め、国際社会に復帰したアルバニアは、06 年 6 月、EU 加盟に向け SAA に調印した。自由貿易協定（FTA）を含む貿易に関する暫定協定は 06 年 12 月に既に発効し、09 年 4 月 1 日には SAA が発効した。さらにベリシャ首相は 4 月 28 日、09 年上期の EU 議長国を務めるチェコのトポラーネク首相に EU 加盟申請を行ったが、これは 6 月 28 日に予定される議会選挙対策とみる向きもある。

アルバニア政府は、EU の監督・支援の下で、投資環境改善につながる法制度の整備を着実に進めている。例えば、06 年には、特許と公共調達に関する新法を導入した。これらの法律には、特許契約の期間を 20 年から 35 年に延長するなどの条項や、取引の透明性、行政担当者の説明責任の明確化、外国人投資家に対する公平な取り扱いの保証が盛り込まれている。

従来、アルバニアでの会社登記は煩雑で多額の手数料が必要だったが、07 年 5 月、会社設立に関する「一元的な（ワンストップ・ショップ）」手続き法案が国会で成立し、08 年から施行されている。07 年 9 月には新しい登記センターも稼働し、現在では会社登記にかかる日数は 1 日、登記費用は 1 ユーロで済むようになった。各種認可申請も同様に「ワンストップ申請」が 09 年 5 月から稼働する見込みで、申請後 10 日以内に許可が取得できるようになる予定だ。

（2）投資促進のため法人税率など引き下げ

税制面では、投資促進のため、法人税率が 08 年に従来の 20% から 10% に引き下げられている。また、個人所得税も 07 年 8 月に 20% から 10% に引き下げられた（年収が 3 万レク未満の場合、1 万レクは控除対象。1 レク＝約 1 円）。このほか社会保障費の雇用主負担

分も 06 年 6 月に 29%から 20%に引き下げられている。首都ティラナを含む 12 の主要都市でイータックス制度が導入され、税金、社会保障負担分の納税と還付を電子申請することが可能だ。

投資インセンティブとしては、輸出向け機械の付加価値税（VAT）免除、手工芸品製造者への VAT 免除、国有不動産の優遇価格でのリース、観光開発インセンティブ（観光開発地区への投資に優遇税制）の付与、エネルギー分野への投資への優遇税制の適用などの措置をそろえている。

また、産業振興地区として主要都市に近い 7 地区（ドゥラス、プロラ、シュコダル、エルバサン、コプリク、シェンジン、レジャ）が指定されている。それぞれの地区はケース・バイ・ケースではあるものの、一部が自由貿易特区（FAZ）に指定されている。また港湾、空港へのアクセスが良く、電力・水道設備が整い、労働力も確保しやすく、35 年という期限付きながら周辺地域よりも安く土地が提供される。

投資先としての潜在的な魅力としては、a.ギリシャなど地中海諸国と中・東欧を結ぶ交通の要衝としての将来性、b.アドリア海をのぞむ 450 キロもの風光明媚な海岸線があること、c.クロムをはじめ、銅、ニッケル、セメント、カオリン、アラバスター、大理石などの鉱物資源などの鉱床があること、d.若年層が多く、比較的 low賃金で、熟練工が確保しやすいこと、などが挙げられる。

（3）通信、保険などの分野で民営化進む

政府は公営企業の民営化を進めており、07 年 7 月に国営固定電話会社アルブテレコムの子会社 76%の売却が国会で承認され、トルコのコンソーシアムがアルバニアの GDP の 1.5%に相当する 1 億 2,000 万ユーロで購入した。国営携帯電話会社のアルバニア・モバイルコミュニケーションズ（AMC）の子会社もギリシャのコスモートに 00 年 7 月に 85%が売却され、09 年 2 月にさらに 12.6%が売却された。このほか、08 年 12 月には国営保険会社 INSIG の政府保有株式 61%が、国際入札を通じて米国の保険会社アメリカン・リザーブ・ライフ・インシュアランスに売却された。

一方、電力・エネルギーなどの分野では民営化プロセスは遅れている。アルバニア電力エネルギー会社 KESH は 06 年に経営難に陥り、政府は 07 年に GDP の 0.5%に相当する公的資金をつぎ込むことを余儀なくされた。KESH が経営難に陥った主な原因は、干ばつにより水力発電ができなくなり、電力不足を補うために国外からの割高な電力輸入に頼らざるを得なかったことと、電力料金の徴収率が約 80%（請求が生じない技術的ロスなどを含めると 50%未満）と低いことだ。同社は 07 年に経営陣を刷新、料金の請求制度と徴収方

法の改善による経営安定化に取り組んでいる。

道路、港湾、空港などの民営化も今後本格化するとみられる。

(4) 最大の懸案は汚職・腐敗、組織犯罪の横行

03年から進められたSAA交渉の中で、EUは民主主義に基づく法治国家として必要な仕組みの構築と運用をSAA締結の条件としてつきつけ、改善を義務付けた。国内法制度の整備や司法権の独立性の確保と効率化などで、政府はこれに基づき各種国内改革を推進してきた。

司法・行政改革について、欧州委員会が08年11月に発表した国別進捗報告書「プログレスレポート2008」は、司法改革の進捗は遅く、透明性が確保されていないと指摘する。特に、裁判官の任用について行政の不透明な関与が続いていることが司法の独立性を脅かしているとしている。

また、犯罪組織による経済活動だけでなく、税金を納めない就労も多く、政府が管理しきれずに統計に入らない経済活動（灰色経済と呼ばれる）が経済全体の約50%を占めるとさえいわれている。統計上14.4%だった05年の失業率も、実態は30%近かったとみられている。

知的財産権保護についても、産業に関する知的財産権保護法が08年7月に導入され、ビジネス分野での知的財産権意識に若干の向上が期待できるものの、国全体として、海賊製品などに対する意識が低く、違反製品が法廷に持ち込まれるケースは極めて少ないという。

アルバニア経済は過去10年にわたり、平均7%程度の安定した成長を続けてきた。産業構造も従来の農業依存型から変わり、工業、サービス業の比率も高まってきている。経済構造の変化に伴い、原材料やエネルギー、機械などの輸入が急増し、貿易赤字が拡大している。07年には、原油価格の高騰などもあって貿易赤字がGDPの26.8%に達し、貿易収支の悪化が懸念材料となりつつある。

堅調な経済成長を遂げる一方、欧州委のプログレスレポートは「機能する市場経済の確立に向けた政治的コンセンサスは強化されているものの、政策の具体性が欠如しているため、経済改革の実効性が伴わない場合がある」と指摘している。

6. モンテネグロ：司法改革やインフラ整備が急務

EUへの早期加盟を目指しているモンテネグロは加盟申請を終え、2009年中の加盟候補国認定を目指し、通商分野を中心にビジネス環境の整備が進んでいる。しかし、司法制度

改革の遅延による汚職・組織犯罪が大きな課題として EU から改善を勧告されているほか、インフラ面でも整備が遅れているなど、依然として多方面でビジネス環境リスクが残っている。

(1) 通商分野での改革が進む

モンテネグロは、06年6月にセルビア・モンテネグロからの独立を宣言した。同月には国連に加盟し、07年10月には新憲法を制定するなど、国家としての体制を順調に整えてきた。06年9月には独立後初の議会選挙を経て連立政権が樹立され、08年4月には大統領選挙が行われた。両選挙とも民主的に行われており、政治面での問題は少ない。

07年10月には EU との間で安定化・連合協定 (SAA) を締結した。SAA は EU 加盟各国で批准手続中だが、08年1月には関税引き下げなど貿易関連部分の暫定協定が先行して発効している。同年12月には EU 加盟を申請¹⁴、09年中の加盟候補国認定を目指している。

加盟候補国に認定されれば加盟交渉が可能になるため、政府が08年6月に発表した「国内欧州統合プログラム」では、SAA の履行だけでなく、EU 法体系の総称である「アキ・コムニョテール」受け入れのための人員拡充策、予算計画など、加盟に向けた具体的な方針を準備している。

通商分野では、EU との間でワイン、肉類、鉄製品などを除いた 95%以上の物品の関税が既に撤廃されている。07年11月には CEFTA に加盟し、EU 未加盟の西バルカン諸国やモルドバとの間で、関税、サービス貿易などの障壁が撤廃されている。また、モンテネグロ投資促進庁 (MIPA) によると、ロシアとの間でも自由貿易協定 (FTA) を締結しており、多くの物品の関税が撤廃されている。ロシアとの FTA は、旧ユーゴスラビア連邦時代の 00年に締結されたものだが、独立後も継続され、セルビアもロシアとの FTA を締結している。欧州諸国でロシアとの FTA を締結しているのはこの両国だけだ。

なお、モンテネグロが EU に加盟した場合、CEFTA からは脱退、ロシアとの FTA は消滅することになる。また、WTO への加盟については08年4月に EU との間で加盟交渉が完了するなど着実に進展しており、09年中の加盟を目指している。

(2) 既にユーロを使用

また、ビジネス環境で特筆すべき点は、既に通貨としてユーロを使用していることである。99年の自国通貨廃止後はドイツ・マルクを使用していたが、ドイツのユーロ導入に伴

¹⁴ 通商弘報 2008年12月19日『モンテネグロが EU 加盟申請』参照

い02年1月からユーロを法定通貨と決めた。しかし、モンテネグロとEUの間ではユーロ使用を認める通貨協定は結ばれていない。モンテネグロはユーロ導入基準を満たしておらず、欧州為替相場メカニズム(ERM2)を経たユーロ導入が行われていないため、EU加盟後もユーロの使用が継続できるかどうかは不明だ。

なお、税制は簡素化され、低税率化が進んでいる。法人所得税率は一律9%で欧州の最低水準。個人所得税も一律15%で税率が低い。また、社会保険料の雇用主負担分は15%で、これも欧州最低水準となっている。

(3) 煩雑な行政手続きの改善が急務

EU加盟に向け、投資環境の改善が進む一方で、欧州委員会による国別進捗報告書「プログレスレポート2008」(08年11月発表)では、行政・司法改革、汚職などが問題点として指摘されている。

行政面では、財務、公共調達、予算など管理や手続きを定めた法制度の運用が不十分であることが指摘されている。また、煩雑な手続きや人員不足のため、各種手続きに時間がかかることが多い。08年9月に世界銀行が発表したビジネス環境年次報告書では、ビジネス容易度で181カ国・地域中90位と、ほかの西バルカン諸国と比べてもボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、セルビアに続く低位にランクされている。特に建造物建築申請については許可が出るまで最低8~9ヵ月かかるとされ、181カ国・地域中167位にとどまっている。

また、会社設立には最低でも15種類の手続きを行う必要があり、少なくとも21日間かかるとされている。MIPAはこの点について、有限責任会社の設立に当たっての最低資本金は1ユーロとなり、手続きが3種類に簡素化されることで、4営業日以内での起業が可能となり、会社設立手続きの改善が図られていると主張している。

(4) 司法の独立、汚職・組織犯罪対策も課題

司法制度面では司法への政治的介入が問題視されている。行政・司法・立法の独立は07年10月制定の新憲法で保障されているものの、新憲法はまだ施行されていない。旧憲法では、すべての裁判官が議会により任命されるため、裁判に対する議会からの圧力など、政治的介入があり、実質的には司法が独立していない。

しかし、08年には新憲法を基にした裁判所法、検察法、司法評議会法などが施行され、裁判官の任命、罷免を司法評議会が行うことで、司法の独立が図られた。司法制度改革は徐々に進んでいるが、不透明な部分も残る。新憲法で検察は検察評議会により選任される

ものの、同評議会委員の選任は議会によるもので、今後も司法に対する政治的介入が行われることが予想される。また、裁判官、検察官ともに人員が不足しているため、事件の審理開始までに相当に時間がかかる。

司法改革の遅れは汚職・組織犯罪対策の遅れにもつながっている。汚職については、世界各国の汚職・腐敗の状況を監視している国際的 NGO トランスペアレンシー・インターナショナルの「2008 年腐敗認識指数 (CPI) 調査」(上位ほど腐敗度が低い) では、180 カ国・地域中 85 位と、バルカン諸国の中でも腐敗度が高いとされている。汚職対策機関 (DACI) の設立、行政部門への指導を行うことで対応しているものの、依然として汚職がまん延している。汚職に対する法整備が進んでおらず、会計監査機関の独立も進んでいないため、政党の資金源、公共調達や公共資産管理、民営化案件、国家予算管理に対する監査を行うことは難しい状況だ。

組織犯罪も大きな問題となっている。依然としてマネーロンダリングや薬物売買が幅広く存在し、また人身売買の拠点とも考えられている。ユーゴスラビア紛争のため国連安全保障理事会による経済制裁措置が 91 年から 00 年にかけて行われた結果、国際的に孤立し、経済的に疲弊したことが、違法取引を助長した側面もある。汚職や組織犯罪対策のため、08 年 9 月には法務省を再編し、特別検察庁の権限を大幅に拡大した。しかし、捜査を行うのに十分な人員が整備されておらず、科学捜査などの最新技術を持った捜査官の数も足りていない。

(5) 遅れた物流インフラの整備

投資環境で重要な物流インフラは、順次整備が進められている。しかし、紛争中の空爆による破壊と、経済制裁に伴う財政難から物流インフラ整備が十分に行えず、ほかのバルカン諸国と比べると未整備で、問題点の 1 つとなっている。舗装道路は全体の約 3 分の 1 にすぎず、すべての道路が片側一車線となっている。高速道路は首都ポトゴリツァとセルビアのベオグラードとの間で整備が進められているが、開通はしていない。

鉄道も旧式の設備が長年整備されていなかったため、脱線などの危険性が指摘されている。多くの鉄道路線で危険性が指摘されているため、物流用として使用されても、人の移動手段としてはほとんど使用されていなかった。しかし近年はこれら旧式の設備の電化をはじめ、整備が始まっており、アルバニアなど周辺諸国との間の移動手段として期待されている。

7. ボスニア・ヘルツェゴビナ：まずは政治的コンセンサスの形成が不可欠

紛争の傷跡残るボスニア・ヘルツェゴビナは、EU加盟に向けて安定化・連合協定（SAA）を締結するなど改革のプロセスを少しずつ歩んでいる。しかし、いまだ国内で分離独立の動きがみられるなど政治的な安定性を欠く。複雑な統治機構はビジネス上の手続きコストの上昇、法的透明性の欠如にもつながっており、まずは民族間の政治的コンセンサスを形成し、政治的安定を確保することが喫緊の課題だ。

（1）不透明な分権体制が改革の障壁に

ボスニア・ヘルツェゴビナは、ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦（BH連邦）とスルブスカ共和国の2つの自治政府からなるが、ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争後の和平合意（ Dayton合意）の民生面の履行と監視のために上級代表が暫定的に置かれた。上級代表は主要国が構成する和平履行評議会によって任命され、強制的な法律の排除や閣僚を含む公務員の追放など強力な権限を持つ。2002年からはEUの特別代表も兼務する。ボスニア・ヘルツェゴビナの政府代表はボスニア人、セルビア人、クロアチア人のそれぞれの代表からなる閣僚評議会構成されており、日本の首相に相当する議長職は輪番制となっている。国家設立の経緯、民族構成から、ボスニア・ヘルツェゴビナは独特の統治機構を持っている。

また、2つの自治政府はそれぞれに独自の警察や軍を有するなど、高度の分権化が図られている。BH連邦はさらに10の県に分かれ、それぞれ独自の政府を持ち、高度な自治権を持っている。こうした分権体制は、それぞれが持つ権限が必ずしも明確でなく、改革プロセスの遅れなどさまざまな問題につながっている。例えば、EUの拡大戦略について1年間の進展状況を振り返る「拡大戦略2008-2009」の国別の進捗報告¹⁵によると、ボスニア・ヘルツェゴビナでは、刑法の執行は国が責任を持つ一方、知的財産権の行政上のエンフォースメントは自治政府と県が責任を持つ。これも理由の1つとなって、ボスニア・ヘルツェゴビナの知的財産権の保護水準は非常に低い。加えて、法人税率は低く設定されているものの、課税方法が統一されていないため、自治政府間での二重課税の問題が生じている。社会保障についても自治政府間で負担率が異なり、労働力の流動性を阻害する要因となり得る。

さらに、法制度の複雑さ、不透明さは汚職の温床ともなっている。トランスペアレンシ

¹⁵http://ec.europa.eu/enlargement/pdf/press_corner/key_documents/reports_nov_2008/bosnia_herzegovina_progress_report_en.pdf

一・インターナショナルの08年の調査¹⁶によると、ボスニア・ヘルツェゴビナの腐敗認識指数（CPI）は180カ国・地域中92位で、西バルカンで最下位。腐敗は行政だけでなく司法にも及んでおり、脆弱（ぜいじゃく）な司法制度はビジネスリスクとなる。

このような事情により、08年9月に世銀が発表したビジネス環境年次報告書（Doing Business）¹⁷のビジネス環境の総合ランキングでは、ボスニア・ヘルツェゴビナは181カ国・地域中119位と西バルカンで最も低くランクされた。外国投資家評議会（FIC）によると、企業設立に必要な時間は、かつて1年かかっていたものが2～3カ月に短縮されるなど「劇的に改善している」が、「いまだに不十分」なのが現状だ。上記の進捗報告でも、ボスニア・ヘルツェゴビナは西バルカンの中でビジネスを立ち上げる上で最も問題が多く、コストのかかる国の1つと指摘されている。

こうした状況を踏まえ、EUの「拡大戦略2008-2009」¹⁸では、特に国家統治の強化のために、「必要な政治的コンセンサスを獲得し、改革に向けて前進することが早急に必要だ」と指摘、それぞれの民族の政治的リーダーが共通の国家ビジョンに合意することを促した。

（2）高い社会保障負担率

このほかに、道路インフラの未整備も問題とされている。国内の道路はほかの西バルカン諸国に比べると未整備なのが現状だ。そこで、汎欧州運輸ネットワーク（TEN-T）計画に指定されている、南北に縦断し、ブダペスト（ハンガリー）からサラエボを経由してポルチェ港（クロアチア）を結ぶルート（Vc）の建設が期待されている。しかし、行政が非効率なために整備が遅れると懸念する声もある。

社会保障負担率では、雇用主が高い負担を強いられている。BH連邦では、09年1月1日の法改正で、雇用主負担率はグロス給与の10.5%、従業員負担率は31.0%と定められた。しかし、従来ボスニア・ヘルツェゴビナでは賃金交渉をネットベースで行っており、社会保障負担の従業員負担率に加え、従業員の所得税まで雇用主が負担していた。法改正はされたものの、これまでの慣行が続いており、企業の負担率は69%に及んでいる。

なお、他国ではリスク要因となり得るエネルギーについて、ボスニア・ヘルツェゴビナでは電力供給は安定しており、周辺国に輸出もしている。さらに、輸出量を増やすため、山間部の水力発電設備の増強を計画している¹⁹。

¹⁶ http://www.transparency.org/news_room/in_focus/2008/cpi2008#dnld

¹⁷ http://www.doingbusiness.org/Documents/FullReport/2009/DB_2009_English.pdf

¹⁸ http://ec.europa.eu/enlargement/pdf/press_corner/key_documents/reports_nov_2008/strategy_paper_incl_country_conclu_en.pdf

¹⁹ 通商弘報 2009年4月1日『堅調な実需続くインフラプロジェクトー西バルカンの魅力（3）ー』参照

(3) 08年7月にEUと安定化・連合協定を締結

着実に改革を進めているのも事実だ。付加価値税（VAT）が06年に国レベルで統一されたことで、国の財政が強化され、また腐敗の温床も除去された。法人税は、両自治政府とも08年1月に10%で足並みをそろえ、欧州でも最低水準の税率に引き下げた。

また、分権的な警察機構については、08年4月に新たな警察を統合する法案が可決された²⁰。EUの国別進捗報告によると、新法で設置された新しい機関は、各自治政府、県の警察機構から権限を委譲されておらず、指揮権限はない。しかし、「協力に向けての動き（モメンタム）を醸成し、今後の警察機構の統一に向けてのプラットフォームになる可能性がある」として、EUの国別進捗報告では期待を込めてこの分野で一定の進展があったとされた。

改革に向けての努力が一定の評価を受けた結果、08年6月にはEUとSAAの締結に至った。SAAについてはEU加盟各国で批准手続き中で未発効であるものの、同時に貿易に関連する部分については暫定協定が締結されており、08年7月から両国・地域間の関税が引き下げられている。WTO加盟交渉も着実に進展しており、09年3月のWTOのプレスリリース²¹によると、日米EUなど主要国との市場アクセス交渉も大幅に進展し、数ヶ月のうちに合意の見込みだという。

また、SAA以外の自由貿易協定（FTA）として、ボスニア・ヘルツェゴビナはCEFTAのメンバーとなっている。また、外国投資促進庁のウェブサイト²²によると、トルコともFTAを結んでおり、日米などでは一般特惠関税制度の下での受益国として認められている。ロシアともFTAは結んでいないものの、特惠関税が適用されている。加えて、同ウェブサイトによれば、欧州諸国を中心に39カ国と2国間投資協定（BIT）を締結しているほか、二重課税防止条約も32カ国と締結、10カ国と合意に至ったとしている。

国内では自由貿易地域（FTZ）が4カ所に設けられている。FTZに企業を設立する場合、年間の輸出額がFTZでの生産額の50%を超えることを条件として、企業は賃金に関連するものを除き、各種租税が免除される。関税もFTZ内での生産に使用するための設備などについては免除される。また、再投資や海外送金もなども自由に行える。各主体も優遇措置を設けている。BH連邦の企業については、全売り上げのうち30%が輸出によるものであれば、当該年度の法人税が免除される。

また、5年間で2,000万マルカ（1マルカ＝約0.5ユーロ）以上の投資をする企業に対し

²⁰ 通商弘報 2008年6月3日『EUと安定化・連合協定締結』参照

²¹ http://www.wto.org/english/news_e/news09_e/acc_bih_19mar09_e.htm

²² <http://www.fipa.gov.ba/>

ては、初年度に 400 万マルカ以上を投資することを条件に、投資開始年から 5 年間、法人税が免除される。ただし、投資額が規定に達しなかった場合、免除された法人税は利息を含めさかのぼって徴収されることに注意が必要だ。

外国投資促進庁は、外資系企業の事業展開がスムーズに進むよう、案件に応じて随時自治政府、県と調整をしている。ただし組織上、指示・命令できる立場ではないため、実効性には限界があるのが現状だ。EU 加盟に向けては、EU が指摘するように、国家の方向性について共通のビジョンの合意を形成し、政治的リーダーシップの発揮が不可欠だ。

8. セルビア：法制度面では進む EU との調和

EU 加盟を目指すセルビアは、現政権が誕生して懸案だった政治的安定性が高まっている。各種法制度の EU 法との調和が進み、税制も簡素化されているため、ビジネス環境のリスクは着実に低下しているが、司法・行政改革と汚職・組織犯罪対策が立ち遅れている。一方、EU 加盟プロセスの進展には、ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争の戦犯容疑者の逮捕を避けては通れない。金融危機への対応として IMF からの 30 億ドルの緊急融資受け入れ条件を満たすための増税も検討されている。

(1) EU 加盟への障害は戦犯容疑者の逮捕

2008 年 7 月に誕生した民主党連合とセルビア社会党連合を中心とする連立政権は明確に EU 加盟を目標として掲げ、それが政治的安定性の向上につながっている。現政権は、同年 5 月の総選挙²³を経て誕生した。総選挙前は、EU 加盟を目指す大統領派勢力と EU 加盟に懐疑的で民族主義的色彩が強い首相派勢力の対立が深まり、政情が不安定だったが、総選挙で大統領派勢力が躍進し、現政権の誕生につながった。

現政権は 09 年内の EU 加盟申請と加盟候補国認定を目指す。加盟候補国に認定されれば、EU との加盟交渉を始めることが可能になる。加盟候補国の認定には EU 加盟の前提となる安定化・連合協定 (SAA) の批准が不可欠だが、SAA は 08 年 4 月に EU との間で正式調印したものの発効に至っていない。SAA の批准には、オランダが強く求めるボスニア・ヘルツェゴビナ紛争の戦犯容疑者であるラトコ・ムラジッチ被告らの逮捕と旧ユーゴ国際刑事裁判所 (ICTY) への引き渡しが必要になる。ツベトコビッチ首相は SAA の発効がずれ込んだとしても、年内に EU 加盟を申請することを表明しているが、欧州委員会のレーン

²³ 通商弘報 2008 年 5 月 16 日『親 EU の大統領派が第 1 党に一どの党にも連立政権の可能性一』参照

委員（拡大担当）は、SAA の批准後に申請すべきとし、慎重な対応を求めている。

なお、セルビアは、08 年 2 月にセルビアからの独立を宣言したコソボの独立を認めていないが、コソボ独立問題については EU 加盟とは切り離して考えるとしている。

（２）投資制度や税制などは改革が進む

SAA の主要目的の 1 つは市場経済への速やかな移行の促進で、SAA の内容は貿易と経済の自由化にかかわるものが多い。セルビアは、SAA の批准には至っていないものの、SAA の交渉開始を契機に始まった EU 加盟プロセスで、国内法制度の EU 法の総体系（アキ・コミュノテール）への調和が求められるため、法制度整備という面ではセルビアのビジネス環境のリスクは着実に低減している。

外資流入については軍需産業以外に制限はなく、投資保護、資本取引、ビザ、会社設立の面でも法制度の整備が進んでいる。また、投資優遇制度も取りそろえられており、一定の条件を満たした投資家は、奨励金交付、法人税の免税などの税制優遇などの措置を享受できる。一方、知的財産権保護については、法制度が整備されつつあるが、担当官の質量両面の不足などにより実行力が伴っていないため、取り組み強化の余地が大きい。また、公共調達についても、一貫性があり、効率的な手続きの構築が求められる。

税制は簡素化されている。セルビアにはかつて 200 種類以上の税があり、その複雑さが腐敗の温床ともいわれていたが、近年の集中的な改革によって税制は大幅に簡素化された。また、投資拡大と納税を伴わない非公式経済活動（グレー経済といわれる）の取り込みを狙い、税率は低く設定されている。法人税率は 10%、個人所得税率は給与所得の場合一律 12%（その他の所得は 20%）で欧州最低水準。また、社会保障負担率は雇用者、被雇用者とも 17.9%と簡素で、雇用者負担率はやはり欧州最低水準にある。

関税・通関制度は包括的な改革が済んでいる。04 年 1 月発効の関税法は WTO ルールや EU 制度に準拠している。輸入関税の引き下げとともに、輸入割当・ライセンス制も廃止された。現行の平均輸入関税率は 6.3%。また、08 年 1 月から HS コードが導入されるなど、引き続き WTO ルール、EU 制度準拠に向けた調和が進められている。セルビアは WTO に加盟していないが、オブザーバー資格を持ち、加盟交渉中だ。なお、一部、輸出税が残存している。鉄、銅、亜鉛、鉛、スズ、鉄鋼の廃棄物には 15%、生皮には 20%の輸出税が課される。

非関税障壁として指摘されてきた規格・標準でも、セルビア標準化機関（ISS）が欧州標準化委員会（CEN）および欧州電気標準化委員会（CENTLEC）にオブザーバー参加しており、08 年 9 月に 2,805 に上る欧州規格（EN）を導入するなど改革が進んでいる。なお、

ISS は国際標準化機構 (ISO)、国際電気標準会議 (IEC) に正式加盟している。

セルビアは EU の特惠関税対象国となっており、ワインと子牛肉を除きセルビア原製品の EU への輸出は非関税。また、セルビアは 07 年に CEFTA に加盟している。CEFTA 加盟国間の貿易について工業製品、農水産加工品の関税は課されない。CEFTA 以外では、ロシアとの間で FTA を締結しており、95~98%の関税が撤廃されている。また、3 月末にベラルーシとの FTA を締結、トルコとも交渉を開始し、さらにイランやウクライナとも年内の FTA 交渉の開始が見込まれている。なお、セルビアが EU に加盟した場合、CEFTA からは脱退、2 国間 FTA は廃止されることになる。

このようにモノの流れについて制度面の整備が進む一方、通関手続きの面では、必要書類の多さと書類要件の厳しさ、通関や検査時間が長いなど運用面で課題が残る。

物流インフラの面では、セルビアの道路網は、中・東欧レベルでみれば整備されている。現在、高速道路が約 420 キロ、準高速道路が約 250 キロ開通している。セルビアは海に面していないため、アジアからの貨物の海上輸送は近隣諸国の海港を利用することになる。代表的なのはクロアチアのリエカ港で陸揚げするルートだが、リエカ港とベオグラード間 (約 560 キロ) のうち 98%が高速道路で結ばれている。全般的な舗装状態を見ても、一部で内戦のつめ跡が残るが、高速道路以外の道路の舗装状態も比較的良好といえる。

(3) 最大の課題は司法・行政改革と汚職・組織犯罪対策

EU 加盟を目指すセルビアは、EU の基本原則のうち、モノ、資本、ヒトの自由移動に向けた改革が着実に進展し、税制改革も進んでいる一方、欧州委員会からは司法・行政改革と汚職対策を強く求められている。セルビアは、世界各国の汚職・腐敗の状況を監視している国際的 NGO トランスペアレンシー・インターナショナルが 08 年 9 月に発表した「2008 年腐敗認識指数」(180 カ国・地域が対象、上位ほど腐敗度が低い) では 85 位と、欧州諸国の中では低位に位置する。

司法・行政改革では、06 年に新憲法を制定し、司法・行政の透明性向上を図る制度的担保を構築したものの、憲法裁判所が十分に機能しておらず、新憲法の運用環境は未整備だ。また、裁判官や検察官が必要なポストに配置されないなど、法制度の運用面での課題が残る。

汚職は行政に広くまん延しているといわれ、欧州委員会からは汚職対策を一元的に行う専門機関を設置するなど、汚職への取り組みを強化することが求められている。汚職は行政だけでなく、違法取引、商取引の過程で賄賂、マネーロンダリング、資産流用など幅広く存在するといわれる。これには 90 年代初頭から 01 年まで科された国際的制裁が、違法

取引や密輸を促した側面もある。汚職は組織犯罪につながっている場合も多く、撲滅に向けた対策が強化されているが、警察の処理能力が課題である。

改革が進んでいるとはいえ、旧社会主義国共通にみられる煩雑な行政手続き、書類主義による厳格なビジネスの提出書類要件についてはセルビアも例外ではない。こうした行政の官僚主義から、建設の入札手続きや各種の許認可等手続にも時間がかかることが多い。

なお、セルビアの商慣習については、法制度の EU 基準への調和が進められていることもあり、日系企業の間でも欧州との大きな商慣習の違いを指摘する声は聞かれない。むしろ、旧ユーゴスラビア連邦時代に社会主義国とはいえ、米国や西欧に向けてある程度経済が開かれていた経緯から、「西欧人に対する感覚でビジネスの話をする事ができる」との声も聞かれる。

(4) IMF の融資受け入れに伴い増税も

世界的な金融危機はセルビア経済にも影を落とす。セルビアは 00 年からほぼ一貫して安定成長を続け、07 年は 7.5%、08 年は 6.5%（見込み）の経済成長率を達成していたが、09 年はマイナス成長に陥るとの予測もある。セルビアは、ほかの中・東欧諸国同様に金融危機後の急速な外国資本の引き揚げが問題となり、1 月に IMF から 4 億 250 万ユーロの緊急融資を得ることが決定していたが、その後、経済が予想以上に悪化したため、IMF と協議し、3 月 26 日に融資額を 30 億ユーロに引き上げることを発表した。

IMF は融資額を引き上げる条件として、歳出削減と歳入拡大を求めている。これを受け、政府は公務員給与の引き上げ凍結・削減や省庁の統廃合に加え、付加価値税（VAT）の税率引き上げ、連帯税の導入を検討していると報じられている。EU 加盟を目指し着実に投資環境の整備が進むセルビアだが、金融危機への対応によっては、投資家にとって利点である低税率の魅力が薄まる可能性もある。

景気後退により、セルビアでも雇用・賃金調整が行われており、雇用者から見れば、人材不足の緩和、賃金上昇の抑制につながるというメリットがある。しかし、セルビアの賃金水準は 4 万 5,674 ディナール（558 ユーロ）に達し、既にバルカン諸国の中でも低い水準ではない。賃金上昇率（名目）は 03 年から 07 年にかけて毎年前年比 20%を上回り、08 年も 17.9%増に達しており、中長期的に見れば賃金水準の上昇は免れないだろう。